

市議会だより 安芸

第90号

令和3年 9月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

令和3年安芸市議会第2回定例会



整備が進む！自動車道

赤野高架 [左上] ／安芸西インター（仮称）付近 [右上]

安芸中インター（仮称）付近 [左下] ／安芸東インター（仮称）付近 [右下]

【目次】

委員会審査報告等	P 2～P 5
一般質問（7人が登壇）	P 6～P 13
議案等の審議結果	P 14
議員の出席状況	P 15
9月定例会会期日程（予定）	P 16
議会日誌	P 16
編集後記	P 16

24日	討論、採決、閉会
22日	委員長報告、質疑、
21日	一般質問
16日	産業厚生委員会
15日	総務文教委員会
14日	質疑、委員会付託
10日	提案理由説明
6月定例会（第2回定例会）	開会、議案上程、

〔議会日程〕

令和3年第2回安芸市議会定例会は、6月10日から6月24日まで開催され、条例の改正、補正予算など20件の議案等を審議しました。また、一般質問は、6月21日、22日の2日間に7人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査、本会議での審議及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

常任委員会 審査報告

総務文教委員会

議案第59号

安芸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産の価格に関する不服審査手続の利便性の向上を図るため、審査申出書への押印を不要とすること等の改正を行うもの。

(主な質疑)

問 押印に代わる本人確認を求めるか。

答 マイナンバーカードや免許証を見せていただくといった対応でやっていきたいと考えている。

「全員賛成で可決」

議案第60号

安芸市市税条例の一部を改正する条例

令和3年度の税制改正により地方税法等が改正されたことなどに伴い、現行条例を改正するもの。

「全員賛成で可決」

議案第62号

安芸市土地開発基金条例を廃止する条例

基金設置当時は経済発展が著しく、それに伴い地価が上昇していたこともあり、土地を計画的に先行取得し、中長期的な事業を機動的・効率的に実施する役割があったが、現在は先行取得を必要とする事業がないこと、今後の活用も見込まれないことから、本年12月31日をもって現行条例を廃止するもの。

基金の現在高は2億4341万円で、これを原資に

土地開発公社が長期保有する土地の一部を購入予定。

(主な質疑)

問 土地開発公社の土地を買う場合、簿価で買うとのことだがどうか。

答 先行取得したものを簿価で買わなければ、土地開発公社の損失につながるの、時価と乖離があっても簿価で買い取るしくみとなっている。

「全員賛成で可決」

議案第63号

安芸市学童保育所条例の一部を改正する条例

既存の土居学童保育所について、児童1人あたりの専用区画面積を「安芸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に合わせ、定員を40人から27人に改めるとともに、2か所目となる第2学童保育所を設置するため、現行条例を改正するもの。

第2学童保育所が開所すると、59人の児童の受け入れが可能となるので、課題であった待機児童の解消に繋がると考えている。

「全員賛成で可決」

産業厚生委員会

議案第61号

安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

個人番号カードの発行を地方公共団体情報システム機構で行うことが法的に明確化され、発行手数料の額を同機構が定め、手数料の徴収の事務を住所地の市町村長に委託することができるとの規定が盛り込まれた。

そのため、個人番号カードの再交付手数料についての規定を削除するもの。

「賛成全員で可決」



土居第2学童保育(整備中)



その他の主な議案等

【契約締結に関するもの】

議案第58号

安芸市立統合中学校敷地造成工事請負契約締結の件

(契約の方法)

一般競争入札

(契約の金額)

3億8513・2万円

(契約の相手方)

ジョウトク・野町組特定建設工事共同企業体



統合中学校建設地

本会議での討論

反対討論(要旨)

現在、遺跡発掘調査が行われており、国史跡となる可能性もある、安芸の古代が解明される大事な学術遺産であるので、もっと十分な調査を行うべき。

【補正予算】

議案第64号

令和3年度一般会計補正予算(第2号)

補正前の予算147億3

17・8万円に1億999

2・5万円を追加するもの

で、主な内容は次のとおり。

(主な増額)

・文書管理、出勤管理、

ペーパーレス会議システム

導入等委託

・子育て世帯生活支援特別

給付金

・妊婦応援特別給付金

・医療従事者及び医療機関

職員への慰労報奨金

・道路台帳電子化及び道路

情報管理システム導入委託

議案第65号

令和3年度一般会計補正予算(第3号)

補正前の予算149億3

10・3万円に2710万

円を追加するもので、主な

内容は次のとおり。

(主な増額)

・夜間営業飲食事業者応援

給付金

特別委員会
審査報告

懲罰特別委員会

【3月議会の継続審査】

山下正浩議員に対する懲罰

動議

(動議の内容)

私(小松文人議員)に対

する虚偽無印公文書作成被

疑事件は、令和2年10月30

日不起訴処分が決定された。

それにもかかわらず、山

下正浩議員は、本会議一般

質問(3月18日)において、

12月議会に続き再度取り上

げ、私を「犯罪者扱いにし

侮辱した」として、「公開

の議場での陳謝」を求める

もの。

本動議の審査については、

①提出者の説明、②懲罰対

象議員からの一身上の弁明

を行った後に、③委員間で

協議を行い、④討論、⑤採

決を行いました。

一般質問での発言内容は、

配布した未定稿の会議録を

各委員が確認しました。

①提案理由説明の要旨

山下正浩議員は検察庁が

告発を受理するということが

はなかなかなく、「受理す

る」ということは公文書であ

る会議録に改ざんがあった

と明白に確証を得たから」

とか言っているが、東京高

等裁判所の判決や犯罪捜査

規範では、「告訴・告発は

受理しなければならぬ」と

とされている。

検察庁において口頭で確

認したが、「不起訴処分」

は本人に通知したとのこと

であり、弁護士との間でも

節目節目に費用が発生する

のに知らないということは

ないと思う。12月議会では

すでに知っていたのに犯罪

者扱いをした。

本来検察庁は被告に対し

て処分理由を開示しないと

法的にも定められているが、

議事録及び議会だよりを確

認いただき、名誉を回復す

るために超法規的措置とし

て「不起訴処分理由通知

書」で「嫌疑なし」との通

知をいただいた。(委員全

員が原本の回覧を行った)

②山下正浩議員の一身上の
弁明の要旨

私が犯罪者扱いし、侮辱

したと言っているが、犯罪

者扱いなどしたことは一度

もありません。

公務員にとって告発は権

利ではなく、義務であり、

その義務を果たしたまで。

不起訴になっていたこと

を私は知らなかった(代理人

弁護士が不起訴処分の通

知を受け取っていたが、告

発人に通知する事を失念し

ていたという直筆の証明書

の写しを提出)。

また、「起訴猶予」を理

由とする「不起訴処分」と

なる、可能性が高くなるこ

とを前提に議会での発言を

求めた。

③委員間での協議

提案者と弁明者の主張の

相違点として告発受理のこ

と、不起訴の理由などを確

認、さらなる調査を行うか

を協議した。

協議の結果、互いの主張

には説明資料など提出され

ており、「3月議会での山

山下正浩議員の一般質問の発言に「提案者の説明」「一身上の弁明」を踏まえて、討論・採決を行うことを確認した。

④討論

(賛成討論) 2名

・弁明で、山下正浩議員は犯罪者扱いしたことなど一度もないと言っているが、質問の前提はすべて小松文人議員が虚偽公文書作成の罪を犯している前提での発言となっており、完全に小松文人議員を犯罪者扱いした質問となっている。

・3月議会の議事録を読ませていただいて、3月の時点では不起訴ということを知っていた中で、犯罪者扱いというのが出てくるのは確かで、こういう発言をされると一般の方にも犯罪者であるというニュアンスが伝わってしまう。

(意見) 1名

・こういう法的な動きになっっているので、私どもが個人的な意見を軽々に出すべきではないと思う。

⑤採決

「賛成多数で可決(公開の議場における陳謝の懲罰を科す)」

(委員会起草の陳謝文案)

私は、令和3年3月18日の第1回定例会の一般質問の中で、小松文人議員を告発した事件が不起訴処分となっていたにもかかわらず、不穏当な言辞を用い侮辱しました。

議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。

ここに深く反省し、誠意を披瀝(ひれき)して陳謝します。

令和3年6月10日

安芸市議会議員 山下正浩

※議長から陳謝文の朗読が宣告されましたが、山下正浩議員が朗読を拒否したため、小松進也議員ほか2名から、次の懲罰動議が提出されました。

【6月議会の審査】

本会議において陳謝しなかった山下正浩議員に対する懲罰動議

(動議の内容)

令和3年6月10日本会議において「山下正浩議員に対して公開の議場における陳謝の懲罰を科す」という懲罰動議が可決されたにもかかわらず、陳謝を行わなかったことに対して、「懲罰を科すこと」を求めるもの。

本動議の審査については、まず①提出者の説明、②懲罰対象議員からの一身上の弁明を行った後に、③委員間で協議を行い、④委員の意見、⑤採決を行いました。

①提案理由説明の要旨

山下正浩議員は、憲法及び地方自治法に基づき設置された地方公共団体の議事機関である議会が議決した、本会議における小松文人議員への陳謝文の朗読を行わなかった。

これは、議会の構成員で

ある議員が、議会の議決に反することであり、議場の秩序を乱すこと(地方自治法第129条第1項)、議会の品位の尊重に反すること(安芸市議会会議規則第151条)に当たり、市民の議会に対する信用と議会の権威を失墜させることである。

よって、山下正浩議員に対して懲罰を課すことを求める。

②山下正浩議員の一身上の弁明の要旨

議会決定事項に対し拒否した理由として、双方の言いつ分の相違点に対し、明白に調べてくれない状況下での、最終多数決という結果であるということが一番の理由である。

もともとこれは、議会でやるべき問題でなく、刑事事件として取り扱うべきであり、議会外での案件となる事件である。

6月10日の本会議においても、議会での説明資料として、議長に議会執行部に

配付願うとしたナンバー1からナンバー10までの重要な資料も、公表されたら自分たちに不利益が生じるので全て配布していない。

③委員間での協議

審査の進め方について協議した結果、「陳謝しないことの理由についての書類が出ていたので、それを見て確認してからでないと判断できないのではないかな」などの意見があった。

そのため、山下正浩議員に弁明のために委員に配布したい資料を確認し、それを配布し、委員間で協議を行いました。

協議においては、「さらなる説明が必要」という意見と、「これまでに議論されていることなので、これ以上の説明は必要ない」との意見がある中で、次の意見が出されました。

この資料は、山下正浩議員が告発するにあたっての証拠書類で、それを一生懸命時間かけて、これが正しいのか、正しくないのかの

議論を進めているが、検察で書類を確認して10月に「不起訴処分（嫌疑なし）」という結果が出ている。

我々ができるのは、「本会議で決まったことに対して、無視していいのかどうか」という議論だけで、「それを踏まえて懲罰するかしないか」の判断をするということじゃないといけないと思う。

これ以上の意見はなく、再び弁明の機会を与えるかどうかについて採決を行い、「賛成少数」でさらなる弁明の機会を与えないことに決しました。

『懲罰を科すべきか』

④―1委員の意見

懲罰を科すべきとの意見（6名）

・懲罰委員会が双方の言い分を十二分に検討できてない状況では謝ることはできない、告発したこの資料は場外でまだ弁護士を使って不服申し立てをするつもりである、という理由は理解できるが、理解できるから

謝らなくていいというのは無理である。

・やはり議員として、議会で決まったことを守るべきである。

・自分の考えと議会の議決が異なる場合は当然あるうかと思うが、議会の議決をあえて嘲（あざけ）るような態度をするのは、決して許されるものではない。

・議会の議決に対して、一度決まったものに対して、構成員である議員が、市民に公の場で守らなくていいというわけにはいかないと

思う。

・議決に従うのは当然だと思

う。

・私は当初反対ですつと言ってきたが、この議決だけのことで考えると、議場で決まったことに対して一

応は従っていただいて、不服審査をするということ

なので、それでいいと思う。

懲罰を科すべきでないとの意見（1名）

議会の議決は大変重要なことであると認識をしているが、それに至るまでの動

議の出し方とか、なかなか追い詰められていたような気もする。

議会外で双方がやっていただきたい、もうこれ以上の懲罰を科すべきではないと思う。

⑤―1採決

賛成多数で「懲罰を科すべき」ものと決した。

『どの懲罰を科すべきか』

④―2委員の意見

・今回は嚴重注意とする「戒告」とすべき（2人）

・議会の議決は非常に重たいものだと思うので、議員が自ら反省する姿勢を示す

「陳謝」とすべき（4人）

・「陳謝」は前回拒否しているの「出席停止」とすべき（1人）

⑤―2採決

賛成多数で「陳謝の懲罰を科すべき」ものと決した。

委員会起草の陳謝文案（省略）

※議長から陳謝文の朗読が宣告されたが、山下正浩議員が朗読を再び拒否したため、徳久研二議員ほか5名から懲罰動議が提出されました。

この動議は、懲罰特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

※用語の説明

「不起訴」＝検察官が裁判所の審判を求める必要がないと判断すること。

「嫌疑なし」＝不起訴処分の理由。犯罪の嫌疑がないと検察官が判断すること。

「起訴猶予」＝不起訴処分の理由。証拠が十分で

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1ページ枠（文字と写真・イラスト併用可）及び、2ページ枠（質問・答弁をそれぞれ1500文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ1500文字に足りない場合には空白が生じます。）を各議員の選択にて行っています。

会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。

また、市ホームページでも閲覧できます。

一般質問



やま した ゆたか 裕
(無所属)

1 新型コロナウイルス感染対策について

問 安芸市の高齢者ワクチン集団接種の取り組みは、担当職員の頑張りもありスムーズに行われていた。

高齢者の不安解消のために、接種会場で解熱剤の配布が出来なかったのか伺う。

答 植野市民課長

国からの指示のもとワクチン接種を行っており、その他の診療行為は行っていないので薬は出せない。

問 64歳以下のワクチン接種が急がれるが、安芸市の対応策を伺う。

答 植野市民課長

国からの安定的なワクチン供給が前提となるが、7

月中旬以降に集団接種方式により基礎疾患を有する方を優先した上で、年齢の上の方から順に接種を開始し、10月末までに終えるよう取り組む。

問 保育士や学校教職員への早期の接種は出来ないのか伺う。

答 植野市民課長

64歳以下の接種において、教員や保育士等が優先接種できるよう検討している。

2 学校建設について

問 瓜尻遺跡の発掘状況と調査委員からの意見を伺う。

答 長野生涯学習課長

これまでの発掘調査で方形区画遺構や運河などが出土している。調査指導委員会からは本市の歴史を具体的に示す重要な遺跡であるとの所見をいただいている。

問 大きな脚光を浴び、市民の関心も高くなっている遺跡だが、市は保存活用への検討はしているのか伺う。

答 長野生涯学習課長
調査指導委員会のほか、文化庁や県教育委員会にも相談しながら、保存活用について検討している。

問 瓜尻遺跡の保存について市民からの要望書が提出されている、市長はどのような見解を持っているのか伺う。

答 横山市長

市内外を問わず調査への関心の高さが伺えた。専門家の意見を踏まえ、遺跡保存と学校建設の両立について慎重に検討していく。

問 平成28年小学校を2校に統合すると公表して4年以上経過したが、計画の進捗状況を伺う。

答 秋山学校教育課参事

統合中学校建設に全力を尽くしているところである。

問 この間保護者への説明会は各校区単位で何回ほど行ったのか伺う。

答 秋山学校教育課参事

平成29年度以降は、広報活動が中心となっている。

今後はPTAが集まる会に積極的に伺うように調整している。

問 安芸第一小学校は浸水区域という理由で突然移転を発表したが、移転先は決まっているのか、保護者の理解は得られたのか伺う。

答 秋山学校教育課参事

候補地の選定はできていない。

候補地を示し、ご意見を聞くのが筋なので、保護者とは協議できていない。

問 市の財政状況からも、高台移転が早く進むとの答弁だが、早く進んでいるとは到底思えない。いつまでに建設するつもりか伺う。

答 秋山学校教育課参事

現在、はっきり言えない状況で、早急に統合中学校に目処をつけ、次の小学校移転統合に取り組んでいきたいと考えている。

3 防災について

問 安芸川・伊尾木川上流

の復旧工事はいつ頃完了するか伺う。

答 久川危機管理課長

安芸土木事務所の工事は、令和3年度中の完成予定。

答 五百蔵建設課長

建設課の工事は、来年度末完成を目指している。

問 伊尾木橋下は堆積された土砂で危険な状態になっている。線状降水帯による甚大な被害も頻発している中、早急に土砂の撤去が必要ではと思うが、県に要請を行っているのか伺う。

答 横山市長

機会があるごとに、県へ申入れ、順次、土砂の撤去などをしていただいている。

問 脆弱である山間部の通信網の解消を要望していたが、改善されていない。安心できるよう県・国に強く要望してほしいか伺う。

答 横山市長

携帯電話エリアについて、総務省局長と話をし、地元選出国会議員にもお願いをしている。

一般質問

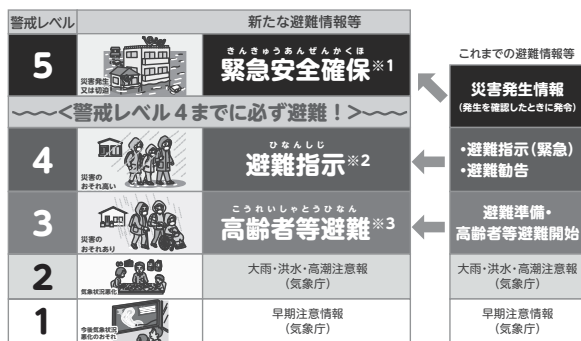


とく びさ けん じ二
徳 久 研 二
(自由の会)

1 避難情報の改正に係る対応について

問 避難情報が令和3年5月20日から変わった。

約60年間使われてきた「避難勧告」の経緯と今廃止に至った理由を問う。



答 久川危機管理課長

災害時に居住者等の適切な避難を促すため、市町村長により発令されてきた。

避難すべきタイミングを明確にするため、避難指示に一本化した。

問 警戒レベル3の「高齢者等避難」と警戒レベル4の「避難指示」発令のタイミングは、こういった状況で発令を考えているのか。

答 久川危機管理課長

安芸川・伊尾木川の水位が氾濫注意水位や避難判断水位に到達した場合などに発令する。

問 「避難指示」を発令する場合には現在の危険度の状況など、発令の根拠又は理由を説明しなければスムーズな避難行動につながらないのではないか。

答 久川危機管理課長

対象者がとるべき行動を理解できるよう、どのような災害がどの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべき

かなどを、具体的に伝える必要がある。

問 「避難指示」は、避難を促す最後の情報となる。

「避難指示」の発令は1回きりなのか。それでも市民が避難をしていない場合はどうするのか。

答 久川危機管理課長

避難指示を既に発令していることを再度周知する。

問 警戒レベル5の「緊急安全確保」は発令すること

があるのか、発令する場合はこういった状況で発令するつもりなのか。

答 久川危機管理課長

災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある場合に発令する。

問 もし、「緊急安全確保」が発令された場合、市民に

どういった行動を望むのか。

答 久川危機管理課長

自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に移動したり、崖から少しでも

離れた部屋で退避したり、近隣の堅牢な建物に移動するなどの行動をとっていたきたい。

2 新型コロナウイルスワクチン接種について

問 安芸市における65歳以上の方へのワクチン接種の進捗状況と接種率を問う。

答 植野市民課長

5月24日より高齢者の集団接種を事前予約の必要がない方式で開始し、7月末までには完了する予定である。6月13日時点で約81%となる5549人の方が1回目の接種が完了している。

6月14日からは2回目の接種を開始しており、6月20日時点で1771人の方が接種を完了している。

問 64歳以下の方達へのワクチン接種は、年齢を区

切って分けて対応するのか、集団接種を行う場合、どの施設で行う予定なのか。

答 植野市民課長

集団接種方式により基礎疾患を有する方を優先した上で、年齢の上の方から順に接種を開始する予定。会場はあき総合病院、福祉センター、元気館の3か所で実施する計画である。

問 64歳以下の方達への接種券の発送とワクチン接種は、いつから開始していつまでに終わらせる予定なのか。

答 植野市民課長

国からの安定的なワクチン供給が前提となるが、接種は7月中旬から開始し、10月末には2回目の接種を終えるよう計画を策定中である。

問 集団接種に行けない方のために、病院における個別接種方式はとれないか。

答 植野市民課長

医療機関の皆様のご意見を伺った上で、集団接種で集中的に実施し、早期に終わらせたいと考えている。

一般質問



ひこ 彦
のり 憲
しま 島
かわ 川
(日本共産党)

1 コロナ対策

問 高齢者のワクチン接種状況と64歳以下の市民へのワクチン接種対策を問う。

答 植野市民課長

4月17日から高齢者施設の入所者等への接種を開始。5月24日から高齢者の集団接種を開始し、7月末までには完了予定。64歳以下の接種は、7月中旬から開始し、10月末までに完了予定。

問 PCR検査は感染拡大を未然に防ぐ為に面的な検査が必要だ。検査状況と今後の対策を問う。

答 植野市民課長

安芸福祉保健所管内において、6月6日に経路不明の感染者が基準を超えたこ

とから、県において、入所型の高齢者施設等の従業員等に対して、PCR検査を行うと聞いている。今後も随時に集中的な検査を実施してくれると思う。

問 市内事業者はコロナ禍で大きな打撃を受けた。国等の支援は一時的なもので、事業者やそこで働く人の暮らしは大変な事態だ。市民のくらしの実態認識と今後の安芸市の支援対策を問う。

答 岡林商工観光水産課長

市経済への悪影響は深刻。現在、夜間営業飲食事業者給付金のほか、コロナ禍でも販路開拓・拡大につなげることが可能なECサイト補助金を準備中である。国・県の動向を注視しつつ地域経済回復を目指す。

問 新型コロナウイルスにおいて、感染力の強いインド株が主流になると指摘され、オリ・パラ開催はコロナ対策に逆行すると思うが、市長の認識を問う。

答 横山市長

国民の安全を犠牲にしてまで開催するものではないことは当然。十分な感染対策と安全管理を徹底のうえ開催されることが望ましいのではないかと考える。

2 遺跡保存対応

問 専門家は安芸郡の古代を考える上で、運河の機能を持つ川、入江状の船着き場の可能性が高い施設、全国に例のない貴重な遺構とし、特に祭祀場としっかりした井戸に注目して、方形区画が考古学的に重要な遺跡と格付。文化庁も古代国家の成立を考える上では史跡は非常に重要と認識し、遺跡の活用を期待している。遺跡の価値に対して市の受け止めを問う。

答 長野生涯学習課長

市としても、これまでの調査指導委員会での意見を通して、瓜尻遺跡の価値や重要性を十分認識している。

問 貴重な遺構を破壊する学校建設ではなく、現状保

存の整備活用が望まれる。全国的に例が無い瓜尻遺跡を、県民・市民の宝として恒久的な保存と活用の責任がある。学校建設の設計変更をすべきだ。考えを問う。

答 秋山学校教育課参事

設計変更は、調査指導委員会のこれまで2回の協議や、国県の助言を踏まえ、できること、できないことを次回合合で精査・協議のうえ、市において決定することになると考えている。

問 専門家は国史跡が見通せる遺跡と主張している。国史跡を念頭にあれば方形区画を中心とした遺跡の現物保存が重要だ。

国史跡を見通した学校建設の考えを問う。

答 藤田教育長

2回の調査指導委員会でも、方形区画遺構、運河より西側の区域及び建設用地西側の民地の古代寺院を含む範囲が国史跡に値するとの評価をいただいている。

しかし、古代寺院があると考えられる西側の土地は、現

在、個人が所有し耕作されている。仮に、将来的に国史跡を目指す際には、所有者の同意が必要になるうえ、史跡に指定されると、現状変更の制限など地権者の財産権を著しく制限することになることも想定しなければならぬと考えている。

問 遺跡を考える会が安芸市の宝として活用を求める署名を市長と知事に届け、遺跡講演会や、見学会の開催と駅頭や街頭にて遺跡の価値を知らせ、学校建設と遺跡の保存・活用の両立を目指して来た。これらの取り組みをどのように受け止めたのか認識を問う。

答 横山市長

遺跡の価値は、市単独で判断出来るものではない。考古学などの専門家で組織する調査指導委員会を設置し、遺跡の評価と保存等について指導・助言を頂き検討しているところである。

一般質問



こ 代 子
さ 佐 田
よ ね 米
(公明党)

1 本市の奨学金返還支援制度

問 本市の現在の支援制度について伺う。

答 植野学校教育課長

安芸市奨学資金貸与条例と安芸市奨学資金貸与条例施行規則に規定している。

問 日本学生支援機構の奨学金について、企業が社員に代わり、機構に直接返還することが出来る「奨学金肩代わり制度」を創設するべきであるが伺う。

答 植野学校教育課長

この制度の創設、企業への働き掛けは考えていない。

2 本市の防災力

問 日ノ出地区、赤野地区避難タワーのスケジュールを伺う。

答 久川危機管理課長

両地区とも、令和4年度中に完成予定である。

問 津久茂地区に避難タワーを建てて欲しい要望がある。津久茂は津波浸水区域であるのか、有事の時の避難路は何ヶ所あるのか、

山津波になったら両方から挟まれ険しい山には駆け上がれない。防災減災、国土強靱化の今だからこそ、予算を勝ち取り、市民の生命を守る為、尽力するべきだ。

答 久川危機管理課長

全域が津波浸水区域。

避難路は7箇所ある。想定されている避難路が通れない場合もあるので、避難経路は複数想定しておくことが必要で、相談があれば、避難経路の説明、提案を行う。

これまでに、避難路を整備し津波避難困難地域を解消しており、避難タワーを建設する考えはない。

問 防災行政無線が、聞こえにくい地区がある。市内のどこにいても聞こえる体制に持っていくべきだ。

答 久川危機管理課長

聞こえにくいなど、相談があれば確認を行い、可能な範囲で対策を講じている。

3 各団体に対する補助金について

問 令和2年度に補助金を交付した団体は何団体か、又、それらの団体の交付金額を伺う。

答 大野企画調整課長

施設等を拠点に活動している団体数は約30団体で、その合計補助金額は約5600万円である。

問 補助金に対して適正に監査はされているか伺う。

答 大野企画調整課長

各事業の補助要綱等に基づき、申請書の審査、交付決定等を行い、事業完了時には実績報告の内容が適正かを所管課及び財政担当者において確認している。

問 補助金の目的は達成されているのか伺う。

答 大野企画調整課長

事業の目的に沿った内容に対し補助金は交付されているので、それぞれに目的は達成されていると考える。

4 「生理の貧困」について伺う

問 災害備蓄用生理用品の使用期限や保管状態を伺う。

答 久川危機管理課長

使用期限の設定はされていない。保存状態は良好。

問 本市の災害備蓄用生理用品を各施設等で配布を行うことも検討してはどうか。

答 久川危機管理課長

更新の時期には市内の各施設等に提供を考えている。

問 教育現場において生理の貧困状態にある女子児童生徒、学生への無償配布について本市の取り組みを伺う。

答 植野学校教育課長

市立小中学校の養護教諭

からの聞き取りによると、生理用品を買えない女子児童生徒はいないとのことである。

問 生理用品の配布に関しては受け取りやすい環境に配慮をしてあげるべきだが伺う。又、父子家庭にきめ細やかな支援について、今後どのように取り組むのか伺う。

答 植野学校教育課長

学校現場においては、女子児童生徒の状況に応じて保健室で配布している。

父子家庭への支援については、特別なことはしてない。女子児童生徒には、保健の授業で、生理の学習をしているとのことである。また、各家庭から、相談できる体制を整えるとともに、個に応じた声がけ、気配りを行っているとのことである。

一般質問



おだ くにひろ
（こころざし自由の会）

1 ふるさと納税について

問 令和2年度寄附額実績は1億5467万円、前年4282万円の減額で前年比78・3%であった。

この実績をどのように受け止めているか伺う。

答 岡林商工観光水産課長 事業者数、返礼品数ともに増加したものの、寄附額増に結びつかなかったことは残念である。長期的な視点に立ち、返礼品事業者の増収を図るとともに、本市を応援する仲間の創出に繋げたい。

問 募集等に伴う費用の合計を50%以内に順守するために返礼品調達率を30%か

ら25%と5%落としたことによる割高感が結果に反映されたと考える。

このまま推移すると令和3年度はさらに下がることが見込まれるが、その対応策を伺う。

答 岡林商工観光水産課長 ポータルサイト内でPRを実施するほか、既存ページの改良や「安芸市ふるさと通信」の発行など、情報発信の強化により本市のファンやリピーターを増やしたいと考えている。

問 ふるさと納税募集等に伴う費用とその割合（寄付金に対して何%なのか）を伺う。

答 岡林商工観光水産課長 返礼品調達費3534万円（22・9%）、送料859万円（5・5%）、決着費152万円（1%）、事務費1176万円（7・6%）、募集経費総額5721万円（37%）である。

問 現在230アイテムがあるが、まだまだふるさと

納税返礼品として他の自治体で採用されている商品・サービスがあると考えている。

例えば、宿泊、レジャー、伊勢えび、備長炭等、まだ採用されていない返礼品、あるいは、「その程度の金額なら頼もつかない」という価格帯商品・サービスが考えられる。

そのような返礼品の新カテゴリー案はないのか伺う。

答 岡林商工観光水産課長 今年度は全ての返礼品事業者を訪問し、新規返礼品の提案等を行うとともに、新たな事業者を開拓し、返礼品開発を進める。価格帯についても検討する。

問 実績が下がっているのはさまざまな要因があるはず。今後この「ふるさと納税」というプラットフォームから商品が発展する可能性がある。

しかし、いい商品を開発しても基本返礼品調達率が25%だとしても他市と比べて割高感から敬遠されてしまう。

そこで、返礼品を30%に戻す考えはないのか伺う。

答 岡林商工観光水産課長 他市町村の状況も踏まえ、返礼品率を30%に戻した場合の試算を行った結果、経費割合が5割以下に抑えられる一定の目的が立ったことから、返礼品率を30%に戻すべく手続きを進める。

2 安芸市のデジタル化について

問 コロナ禍の影響でデジタル化が一気に進んでいる。

このデジタルトランスフォーメーションを推進していくことで今後の市民サービスの在り方も変わってくると思うが、安芸市としてデジタル化を具体的にどのように進めていき、何が変わっていくのか。現時点の構想を伺う。

答 国藤総務課長 昨年度、庁内にウェブ環境を整備し、オンライン会議が実施できるようにした。今年度は、早ければ10月から順次、行政手続きのオン

ライン化を始めるほか、文書管理システムの導入、タブレット端末によるペーパーレス会議の環境を整備する。

今後、国が策定する自治体DX手順書や高知県デジタル化計画に沿って、近隣自治体とも連携して行政デジタル化を進めていく。

現在、紙媒体や窓口対面で行っている各種申請等の手続きが、将来的にはパソコンやスマートフォンで時間や場所を気にせず行えるようになり、市民サービスが向上すると考えている。

問 紙ベースの書類からオンライン申請への切り替え、脱はんこの動きを問う。

答 国藤総務課長

子育て・介護・被災者支援など計27の手続きについて、本年10月から順次、オンライン申請を開始する。

脱はんこは、今後、国県の取り扱いを参考に、押印の可否に係る全庁的な判断基準を年度内にも整理のうえ、事務処理の見直しや関係例規の改正などを行う。

一般質問



やしほ 進
こまつ 小松 (こころざし自由の会)

1 市政と方向は？

問 新統合中学校基本構想

誰もが行きたくなる、行かせたい学校。いじめ・不登校のない学校。現在は、県や国よりも不登校の出現率は高いが、市の考えは？

答 秋山学校教育課参事

①自己決定の場を与える
②自己存在感を与える
③共感的人間関係を育成といった生活指導の3機能を生かした指導により、不登校の予防に重点を置く。

問 新統合中学校基本理念とは？ 挑戦する課題は？

答 秋山学校教育課参事

基本理念は「知徳体」の調和の取れた次世代を背負って立つ人材の育成など

3つ。全国的に経済格差により学力差がついており、この課題に挑戦していく。

問 学力の向上と進路の保証とは？ 外部講師を招聘した無料塾の開設とは？

答 秋山学校教育課参事

現中学校でのモデル的な取り組みはないのか？

答 秋山学校教育課参事

希望する中学生を対象に、休日、学校の一部を開放して無料塾を開講したい。

答 藤田教育長

あらゆる面で事前交流が必要だと思う。

答 横山市長

これからの安芸市を担う子供たちの学校教育に、できるだけお金を惜しまない取り組みをしていかなければならないと考えている。

問 部活動の充実とは？

また、指導者確保と行過ぎた部活動への配慮について？

答 藤田教育長

外部人材も含め、優れた指導者を誘致する。勝敗に拘らず、将来、社

会に出て役立つ指導を行う。

問 子育て世代の安芸市への移住増の取り組みとは？

答 秋山学校教育課参事

子育て世代が移住先を考えると、教育に力を入れている自治体を選択する事例は多いので、教育力を高め、情報発信していく。

問 特色のある学校づくり

を取り入れる、教育課程特例校制度についての所見は？

答 藤田教育長

現時点では考えてない。

問 基本構想によって子ども達の未来・安芸市はどうなっていくと描いているか。

答 横山市長

本市は、夢を実現する、新しい時代を担って活躍する子供たちが育つのにふさわしい環境づくりに取り組んでいる。

どこよりも子供たちが育つのに良いまちを目指す。

ぜひ将来、この安芸市で子供を育てたいと思っていただけの安芸市としての。

問 人口減少対策

サテライトオフィスと企業誘致についての所見は。

答 大野企画調整課長

サテライトオフィスは、良好で柔軟な労働環境の実現が図られるもので、人材確保など企業側にもメリットがある。企業誘致は取り組みべき課題の一つである。

問 市の誘致戦略は？

答 大野企画調整課長

都市部にはない豊かな自然や落ち着いた労働環境等、本市の魅力を積極的にPRした誘致活動を進めたい。

問 地域再生と企業支援策

の検討で協同労働を（人が集い働く場の創設と地域課題の解決を投資・経営・労働の三位一体で人と地域に貢献するビジネス的手法）。

答 大野企画調整課長

協同労働については、集落維持や地域再生の新たな手法の一つとして既存の取組との相違点や競合性の有無など調査・研究していく。

問 ニューノーマル対応

ウィズコロナ時代を見据えたニューノーマル対応とは。

答 横山市長

今、私たちが身に付けている高い衛生観念と感染リスク低減のための行動を継続していくことや、市民生活の利便性を高めるため、多くの分野でデジタル化を進めることである。

問 デジタルに不慣れな世代や地域格差がある、デジタル化推進への考えとは？

答 横山市長

情報格差が生まれないよう、利用者への配慮を十分心掛けて、対策を進める。

問 市民へのデジタル格差是正や支援構想はあるか？

答 横山市長

県の支援を得ながら、情報格差に配慮したシステムの標準仕様を検討するとともに、パソコンやスマートフォン教室の開催など、高齢者や障害者等へのサポートに取り組む。

一般質問



ひろ
まさ
した
やま
山 (共歩会)

問 我が国は民主主義国家であり、議会での各議案には、賛否に於て議決するのは当然であるが、懲罰委員会で可決し、委員会が作成した陳謝の理由に、納得出来ない理不尽なものであれば陳謝する理由はないし、当然の事であり、堂々と拒否したものである。懲罰委員会としては先ず関係者に対して、事の真相を調査すべきではないのか。調査もせず関係法令も何一つ示さず、ただ懲罰を科そうとしているだけである。その様な理不尽な陳謝要求等に陳謝する気など一ミリもない私が朗読拒否した事が議会の議決に反し、秩序を乱した事には決してならない。単なるこじつけである。

元々この問題は小松文人議員に公文書改ざんの犯罪があったとして、公務員として私は告発義務を果たしたものである。その事件内容と今回の不起訴は次元の違うものである。証拠があれば公務員が公務員を告発するのは当然の義務であるとの弁護士之言である。小松文人議員が意気込んで、市民に公約している虚偽告発を黙って一人ですればよい。虚偽告発は個人の問題であって議会に持ち込むべきでない。①高知県公文書等の管理に関する条例(定義)第2条2項「この条例に於て公文書とは、実施機関の職員が職務上作成して、又は取得した図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定義されておる。私達に配布される「定例会会議録」は公文書である同う。解説によると公文書とは、日本の公務所(役所)又は公務員がその名義、肩書を

以て職務権限に基づき作成する文書、文書の名義が公務所又は公務員である点で刑法上「公文書偽造は大きな被害をもたらす為、私文書偽造より重く処分される」とされている。②安芸市個人情報保護条例(定義)第2条1項2号「実施機関の職員が作成し、又は図画、写真にそれらを撮影したマイクロフィルムを含む、録音テープ及び電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関に於て管理しているものをいう」と規定されている。相違ないか同う。③だとすると、議会側で聞き取った音声データは、公文書として取り扱われるものと思うが同う。であれば私達議員に配布される定例会会議録も公文書である。小松文人議員が主張している刑法第155条の条文にも、私が主張している刑法第156条の条文にも明確に公文書と記載されておる。④地方自治法129条の条文を同う。議長は私の発言

を止めるのはこの条文の何処にも無い。秩序を乱した事は無い。元々私の通告書を削除したからではないのか。議長は「係争中の事案は裁判所で行いなさい」等と言っているが、係争中の意味が全く分っていない。係争中とは訴訟で当事者間で争っている最中の事である。私は今まで誰と争っていたのか、誰とも争っていないし、誰も訴えておらんではないのか。犯罪があつたとして、被告人小松文人、告発人山下正浩として告発義務を果たしたものである。解説によると告発とは1・悪事や不正を明らかにして、世間に知らせる事。2・犯罪とは直接関係のない者が捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める事とされている。私は検察官に犯罪事実を申告して、告訴を提起したものである。刑事事件とは検察官が、刑罰を科すかどうかの問題となる事件の事である。民事事件で訴えられた側の当事者は被告人となり、訴

えた側は原告人である。私の今回の公文書改ざん事件は刑事事件であって、告発側は告発人。相手側は被告人ではないのか、刑事事件と民事事件とは全く異なる事件である。猫も杓も一緒にしないでほしい。市民に誤った判断されれば困るので。

答 国藤総務課長

①ご指摘の定義には、ただし書が付いている。その内容は、官報、公報、白書、新聞、雑誌、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、公文書から除くという例外規定である。個別に判断しなければならぬと考えている。

②そのとおりである。

③条文に書かれているとおりである。個々個別のことについて、私の判断は差し控えたい。

④普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるとき

は、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

○令和3年第1回臨時会及び第2回定例会

議案番号	件名	議決結果	小谷昇義 (こ自)	長野弘昌 (こ自)	小松進也 (こ自)	藤田伸也 (共歩)	小松進 (自由)	徳久研二 (自由)	山下裕 (無)	米田佐代子 (公明)	川島憲彦 (共産)	山下正浩 (共歩)	小松文人 (こ自)	尾原進一 (無)	千光士伊勢男 (共産)
令和3年第1回臨時会（4月15日）															
53	専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例等の一部を改正する条例〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
54	安芸市新庁舎敷地造成工事請負契約締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
55	令和3年度安芸市一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
令和3年第2回定例会															
-	山下正浩議員に対する懲罰動議（陳謝の懲罰を科す） （令和3年3月定例会：継続審査）	可決	○	○	○	○	○	○	×	×	○	除	○	-	○
56	専決処分した事件の承認を求める件〔令和2年度安芸市一般会計補正予算（第9号）〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
57	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	同意													
58	安芸市立統合中学校敷地造成工事請負契約締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	-	○
59	安芸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
60	安芸市市税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
61	安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
62	安芸市土地開発基金条例を廃止する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
63	安芸市学童保育所条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
64	令和3年度安芸市一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
65	令和3年度安芸市一般会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
66	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書	可決	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	○	-	○
67	感染拡大の中での東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を含めて検討する事を求める意見書	可決	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	○	-	○
-	本会議において陳謝しなかった山下正浩議員に対する懲罰動議（陳謝の懲罰を科す）	可決	○	○	○	×	○	○	×	×	○	除	○	-	○
-	本会議において再度陳謝しなかった山下正浩議員に対する懲罰動議		（継続審査）												

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「除」：除斥、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。

※人事案件については賛否の公表はいたしません。

※議員名の下括弧は、党派名又は会派名を略して記載しています。正式名称は次のとおりです。

「こ自」：こころざし自由の会、「共歩」：共歩会、「共産」：日本共産党、「公明」：公明党、「自由」：自由の会

令和3年第2回定例会報告

報告番号	件名	結果
2	専決処分の報告について	受理
3	令和2年度安芸市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	受理
4	令和2年度安芸市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件	受理
5	令和2年度安芸市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件	受理
6	令和2年度安芸市水道事業会計予算の繰越について	受理

議員の本会議・委員会への出席状況（令和3年1月～令和3年6月）

		小谷昇義	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	小松文人	尾原進一	千光士伊勢男
第1回定例会	3月4日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月9日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月16日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月17日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月18日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月19日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
第1回臨時会	4月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回定例会	6月10日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月14日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月21日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	6月22日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月24日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務文教委員会	川島憲彦	小松進也	小松進也	藤田伸也	小松文人	尾原進一
2月10日	○	○	○	○	○	○
3月10日	○	○	○	○	○	○
6月15日	○	○	○	○	○	○

産業厚生委員会	千光士伊勢男	小谷昇義	長野弘昌	徳久研二	山下裕	米田佐代子	山下正浩
3月11日	×	○	○	○	○	○	○
6月16日	○	○	○	○	○	○	○

議会広報特別委員会	山下裕	小松進也	小谷昇義	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩
1月28日	○	○	○	○	○	○
2月5日	○	○	○	○	○	○
3月19日	○	○	○	○	○	○
4月23日	○	○	○	○	○	×
5月10日	○	○	○	○	○	○
6月24日	○	○	○	○	○	○

議会運営委員会	徳久研二	山下裕	小松進也	小松進也	米田佐代子	山下正浩	千光士伊勢男
3月1日	○	○	○	○	○	○	×
3月5日	○	○	○	○	○	○	×
3月18日	○	○	○	○	○	○	×
4月14日	○	○	○	○	○	○	×
6月7日	○	○	○	○	○	○	○
6月10日	○	○	○	○	○	○	○
6月14日	○	○	○	○	○	○	○
6月23日	○	○	○	○	○	○	○
6月24日	○	○	○	○	○	○	○

阿佐線・国道整備促進特別委員会	米田佐代子	藤田伸也	小谷昇義	小松進也	山下正浩	千光士伊勢男
2月5日	○	○	○	○	○	×
6月14日	○	○	○	○	○	○

議会ICT化調査研究特別委員会	小谷昇義	藤田伸也	長野弘昌	小松進	米田佐代子	川島憲彦
3月19日	○	○	○	○	○	○
4月23日	○	○	○	○	○	○
5月10日	○	○	○	○	○	○
6月24日	○	○	○	○	○	○

懲罰特別委員会	川島憲彦	山下裕	小谷昇義	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	米田佐代子	千光士伊勢男
3月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月16日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月24日	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議員協議会		小谷昇義	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	小松文人	尾原進一	千光士伊勢男
1月25日	一般質問について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2月22日	洪水浸水想定図等の公表他、一般質問他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
3月5日	当初予算審議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
3月8日	当初予算審議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
4月15日	新庁舎整備スケジュール及び建設工事の発注方法について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月14日	新型コロナウイルス感染症経済対策について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月22日	新型コロナワクチン接種について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月24日	議会ICT化調査研究特別委員会経過報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×

※「○」：出席、「×」：欠席

を 会 議 傍 聴 し ま せ ん か

9月定例会

会期日程(予定)

21日 開 会

24日 質 疑

27日 総務文教委員会
28日 産業厚生委員会

10月

4日 一般質問

5日 一般質問

6日 一般質問

7日 採 決、閉 会

本会議、委員会の開始時刻は午前10時(予定)です。日程や会議時刻は変更となる場合があります。「市議会からのお知らせ」(会期日程及び一般質問の通告内容)を各公民館に配付しています。

次の定例会は9月です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴当日に検温し熱(37.5度以上)のある場合や、体調の悪い場合は、傍聴はご遠慮ください。傍聴される場合は、入口で手指を消毒し、マスクを着用ください。

議 会 日 誌

5月

10日

議会広報特別委員会
議会ICT調査研究特別委員会

17日

懲罰特別委員会
道路整備促進期成同盟
会高知県地方協議会通
常総会(高知市)

6月

(常任委員会は、表紙記載)

7日

議会運営委員会
懲罰特別委員会

10日

議会運営委員会
議員協議会

阿佐線・国道整備促進
特別委員会

16日

懲罰特別委員会
議員協議会

22日

議会運営委員会
懲罰特別委員会

24日

議会ICT調査研究特
別委員会

議員協議会

7月

14日

議会運営委員会
第2回臨時会
議員協議会

◎ 本会議のインターネット中継について

安芸市議会ではYouTube(YouTube)を利用してインターネットでの本会議の中継(ライブ・録画)を行っています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

安芸市インターネット議会中継

検 索



【編集後記】

市民の皆様にお願ひし受け取った貴重な市議会に関するアンケート調査・集計表の中の主なもので「現在市議会議員の定数は14人ですが、議員定数についてどう思いますか」の問いに対して、(1)多いが48%の275人(2)丁度よいが34%の191人。「現在議員報酬月額が31万5千円です。議員報酬についてどう思いますか」の問いに対して、(1)多いが53%の301人(2)丁度よいが29%の166人との集計結果でありました。2月の「議員協議会」に於て、議会運営委員長から「議員定数問題については、本年12月議会には結論を出して、市民にも周知するべき内容だと思っています。一応最終リミットは今年の12月議会という事で」と言っておりますので注視いただきたい。議員定数は6年度22人、14年度20人、18年度18人、22年度14人で現在に至っております。主権者の市民からのアンケート結果は重く第一義であって、最も尊重すべきであると、議員全員が認識しております。

議会広報特別委員 山下 正浩

議会、議会だよりについての
お問い合わせは議会事務局へ

TEL 35-1019(直通) FAX 35-1027

議会広報
特別委員会

委員長

山下 裕

副委員長

小松 進也

委 員

小谷 昇義

米田佐代子

川島 憲彦

山下 正浩